

2 経営の取組

1. 中期経営目標・中期経営計画

1. 中期経営目標

項目	中期経営目標
1 経営の健全性の確保	<ul style="list-style-type: none">○財務内容の健全性の確保 新契約の確保・保有契約の維持、運用収益の向上等に努め、危険準備金及び価格変動準備金の充実を図ります。<ul style="list-style-type: none">・危険準備金及び価格変動準備金の積増額 1,400億円以上○業務運営の効率化 調達コストを削減するとともに、費用対効果を踏まえた経費の使用の徹底、加入者福祉施設の運営の効率化等により、業務運営の効率化を図ります。<ul style="list-style-type: none">・事業費率 7.0%以下
2 お客さま満足度の向上	<ul style="list-style-type: none">CSの推進、現金過不足事故の防止及び業務取扱上の事故防止等による業務品質の向上に努め、簡易生命保険業務に対するお客さま満足度の向上を図ります。<ul style="list-style-type: none">・失効解約率（保険金ベース） 保険 1.80%以下、年金保険 1.15%以下
3 内部統制の強化	<ul style="list-style-type: none">○コンプライアンスの徹底 民間金融機関に求められるコンプライアンスの水準を達成するため、部内者犯罪の防止、保険募集管理態勢の整備等により、コンプライアンスの徹底を図ります。○リスク管理等の高度化 経済・社会環境の変化に応じて、適切な経営管理が行われるよう、リスク管理手法及びALM手法の改善等により、リスク管理及びALMの高度化を図ります。

郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険

2. 中期経営計画

■事業計画

項 目	中期経営計画
1 業務運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○生産性の向上（集金事務の効率化） ○加入者福祉施設の運営の効率化 ○次期システムの開発
2 お客さま満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○CSの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティングセールスの定着 ・お客さまの声等を経営に反映させるための体制整備 ・お客さま相談体制の強化 ・お客さま相談対応の品質の向上 ○業務品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・現金過不足事故の防止 ・業務取扱上の事故の防止 ・保険金支払管理態勢の強化 ・システムリスク管理態勢の強化
3 内部統制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・部内者犯罪の防止 ・保険募集管理態勢の整備 ・顧客情報管理の徹底 ・加入限度額管理の徹底 ・本人確認の徹底 ・払込団体管理の徹底 ○リスク管理等の高度化

■運用計画

項 目	中期経営計画																																
1 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①安全・確実性を重視した運用 ②ALM（資産・負債総合管理）及びポートフォリオ管理の実施 ③運用方法 安全・確実な方法として、国内債券を中心とした長期・安定的な運用手法を基本 ④有価証券の保有目的区分の設定 保険事業の特性を踏まえた「責任準備金対応債券」区分の設定 ⑤市場への影響に配慮 ⑥財政融資資金債（財投債）の引受け ⑦地方公共団体に対する貸付け 																																
2 第2期中期経営計画に係る期間における資産構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>運用資産</th> <th>国内債券</th> <th>外国債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国株式</th> <th>短期運用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成割合</td> <td>75～95%</td> <td>2～6%</td> <td>2～6%</td> <td>0～3%</td> <td>1～10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：国内株式及び外国株式については、委託運用により運用する。</p>	運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用	構成割合	75～95%	2～6%	2～6%	0～3%	1～10%																				
運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用																												
構成割合	75～95%	2～6%	2～6%	0～3%	1～10%																												
3 第2期中期経営計画に係る期間における運用見込額	<p style="text-align: right;">（単位：億円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">運用の部</th> <th colspan="2">原資の部</th> </tr> <tr> <th>項 目</th> <th>金 額</th> <th>項 目</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債券</td> <td>53,436</td> <td>簡易生命保険資金増減</td> <td>▲ 21,088</td> </tr> <tr> <td> 国内債券</td> <td>52,936</td> <td>回収金</td> <td>114,996</td> </tr> <tr> <td> 外国債券</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約者貸付</td> <td>18,951</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期運用</td> <td>21,522</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>93,908</td> <td>合 計</td> <td>93,908</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：「債券」及び「国内債券」には、経過措置としての財投債引受、地方公共団体貸付及び郵便業務への資金融通を含む。 注2：「契約者貸付」及び「短期運用」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成19年9月末における運用予定額を計上している。 注3：「回収金」には、平成18年度末の契約者貸付見込額1兆8,951億円、短期運用見込額3兆3,250億円を含む。 注4：計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。</p>	運用の部		原資の部		項 目	金 額	項 目	金 額	債券	53,436	簡易生命保険資金増減	▲ 21,088	国内債券	52,936	回収金	114,996	外国債券	500			契約者貸付	18,951			短期運用	21,522			合 計	93,908	合 計	93,908
運用の部		原資の部																															
項 目	金 額	項 目	金 額																														
債券	53,436	簡易生命保険資金増減	▲ 21,088																														
国内債券	52,936	回収金	114,996																														
外国債券	500																																
契約者貸付	18,951																																
短期運用	21,522																																
合 計	93,908	合 計	93,908																														

郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険

3. 平成19年度経営計画

■事業計画

「平成19年度経営計画」の事業計画は、期間が第2期中期経営計画と同じ平成19年4月1日から同年9月30日までの半年間となるため、第2期中期経営計画と同じ記載内容としています。

■運用計画

項 目	平成19年度経営計画			
	(単位:億円)			
	運用の部		原資の部	
項 目	金 額	項 目	金 額	
運用計画額	債券	51,655	簡易生命保険資金増減	▲ 21,088
	国内債券	51,155	回収金	114,996
	国 債	42,255		
	地方債	3,200		
	社 債	5,700		
	外国債券	500		
	地方公共団体貸付	1,781		
	契約者貸付	18,951		
	短期運用	21,522		
	合 計	93,908	合 計	93,908

注1:「国債」には、経過措置による財投債引受額(2,520億円)及び郵便業務への資金融通を含む。
 注2:「社債」には、公庫公団債等を含む。
 注3:「地方公共団体貸付」は、平成18年度債(3,100億円)の繰越見込額を計上している。
 注4:「契約者貸付」及び「短期運用」は、運用期間に応じて運用額が増減することから、平成19年9月末における運用予定額を計上している。
 注5:「回収金」には、平成18年度末の契約者貸付見込額1兆8,951億円及び短期運用見込額3兆3,250億円を含む。
 注6:計数を四捨五入しているため、合計は一致しない。

郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険

2. アクションプラン・フェーズ2

「基礎的生活保障のベストサービス」を提供し、
ファーストクラスのご満足をいただける簡易保険を目指します

事業ビジョン（目指すべき経営の方向性）

真っ向サービス

- 「お客さま第一の経営」の実践
- ファミリーバンク機能の充実

健全な経営基盤

- 営業力・運用力の強化による堅固な財務基盤の構築
- 個人生命保険分野における一定のシェア確保

明るい将来展望を持てる
働きがいのある公社

- 働きやすい、やりがいのある職場作り

APフェーズ2のテーマ「コアビジネスの体質強化と新たな発展への体制整備」

I ブランドの維持向上

より多くのお客さまに「安心」をご提供するために、身近な郵便局の生命保険としての「かんぽ」ブランドの維持向上を図ります。

- (1) お客さまの信頼を強固なものとするため、コンプライアンス意識の更なる徹底を図ります。また、全社的に内部統制強化のための改善計画に取り組むこととし、簡易生命保険業務では次の改善策に取り組みます。
 - ・コンプライアンスの徹底（募集管理態勢の強化、部内者犯罪の防止、本人確認の徹底 等）
 - ・業務品質の向上（現金過不足事故の防止、業務取扱上の事故の発生防止 等）
- (2) お客さまの声を広く収集し、お客さまの視点に立ったサービス・業務改善に努め、お客さまにより魅力的なサービスを提供します。

II 収益力の向上

堅固な財務基盤を構築し、お客さまの生活を超長期にわたり保障します。

- (1) 職員のコンサルティング技術の向上を図り、お客さまのニーズに合ったコンサルティングセールスを展開します。また、お客さまの大切な保障を継続するため、お客さまへのフォローアップを強化し、失効解約の抑制を図ります。
- (2) JPSの推進や集金事務の効率化等により、業務運営の効率化を図ります。
- (3) 運用体制の整備・運用力の強化により、運用収益の向上を図ります。

III 経営管理の充実

超長期の保険契約を有する簡易保険において、将来にわたり健全経営を維持するため、ALM・リスク管理を適切に行い、ALM・リスク管理の高度化を図ります。

IV ESの向上

職員のESを高めるため、「明るい将来展望を持てる働きがいのある公社」をより実感できる環境を築きます。

3. コンプライアンス（法令等の遵守）

コンプライアンスとは、公社のあらゆる活動で役職員が法令等を遵守することをいいます。この「法令等」とは、法令、諸規則、各種規程類に加え、倫理、社会規範、モラル、マナーなど、公社が社会的な評価・信頼を得るために必要なルールのすべてをいいます。

簡易保険事業では、これまでもコンプライアンスの徹底を図り、関係法令等に則った業務運行を行うよう取り組んでまいりました。

公社発足後も、コンプライアンスを経営上の最重要事項の一つと位置付けて公社全体で取り組んでいます。

(1) コンプライアンスに関する方針等

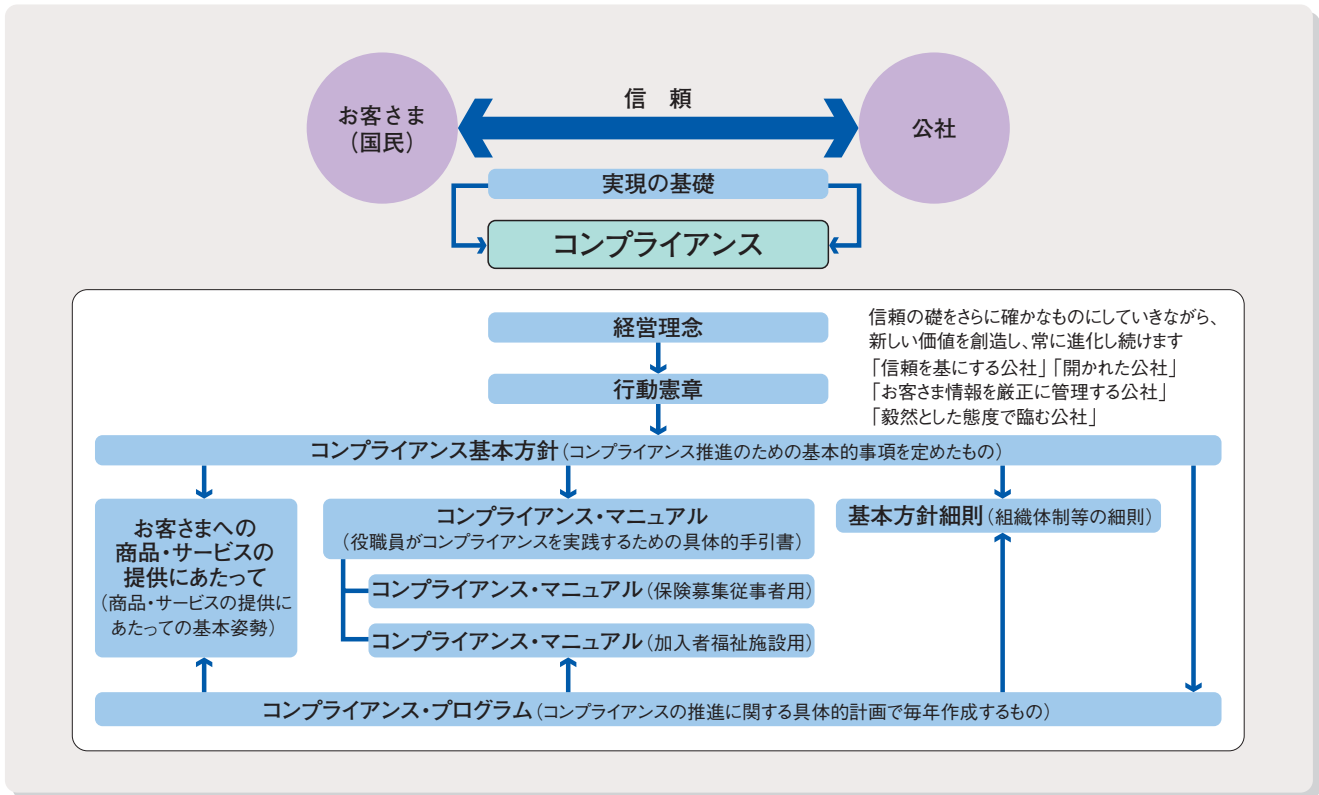
公社全体としての「経営理念」や「行動憲章」が制定され、これらに基づき公社でのコンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「日本郵政公社コンプライアンス基本方針」を平成15年4月に策定しました。

また、お客さまが郵便局の商品・サービスを安心してご利用いただけるよう、お客さまへの商品・サービスの提供にあたっての基本姿勢として「お客さまへの商品・サービスの提供にあたって」を策定し、すべての郵便局の窓口ロビー等に掲示するとともに、コンプライアンスの推進についての具体的計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。これらの方針等は、日本郵政公社ホームページでも公表しています。

このほか、コンプライアンスの実践のための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員に配付しました。

さらに、簡易保険事業では、簡易保険の募集に従事する職員や加入者福祉施設に勤務する職員に向けて、保険募集等業務内容に則した「コンプライアンス・マニュアル（保険募集従事者用）」及び「同（加入者福祉施設用）」をそれぞれ策定・配付し、コンプライアンスの徹底を図っています。

■コンプライアンスに関する方針等の体系



■お客さまへの商品・サービスの提供にあたって

わたしたちは、日本郵政公社「行動憲章」のもと、関係法令等を遵守し、以下のとおり商品・サービスの適切な提供に努めます。

- 1 お客さまのニーズに応じ、適切な商品・サービスの提供に努めます。
- 2 お客さまご自身の判断でご利用していただくため、商品・サービスの内容を十分に理解していただくよう説明に努めます。
- 3 不確実な事項について断定的に説明したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等については、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
- 5 商品・サービスの提供に当たって知り得たお客さまに関する情報は、厳正に管理します。
- 6 適正な商品・サービスの提供が行えるように研修を充実させるとともに、一人ひとりが知識の習得に努めます。

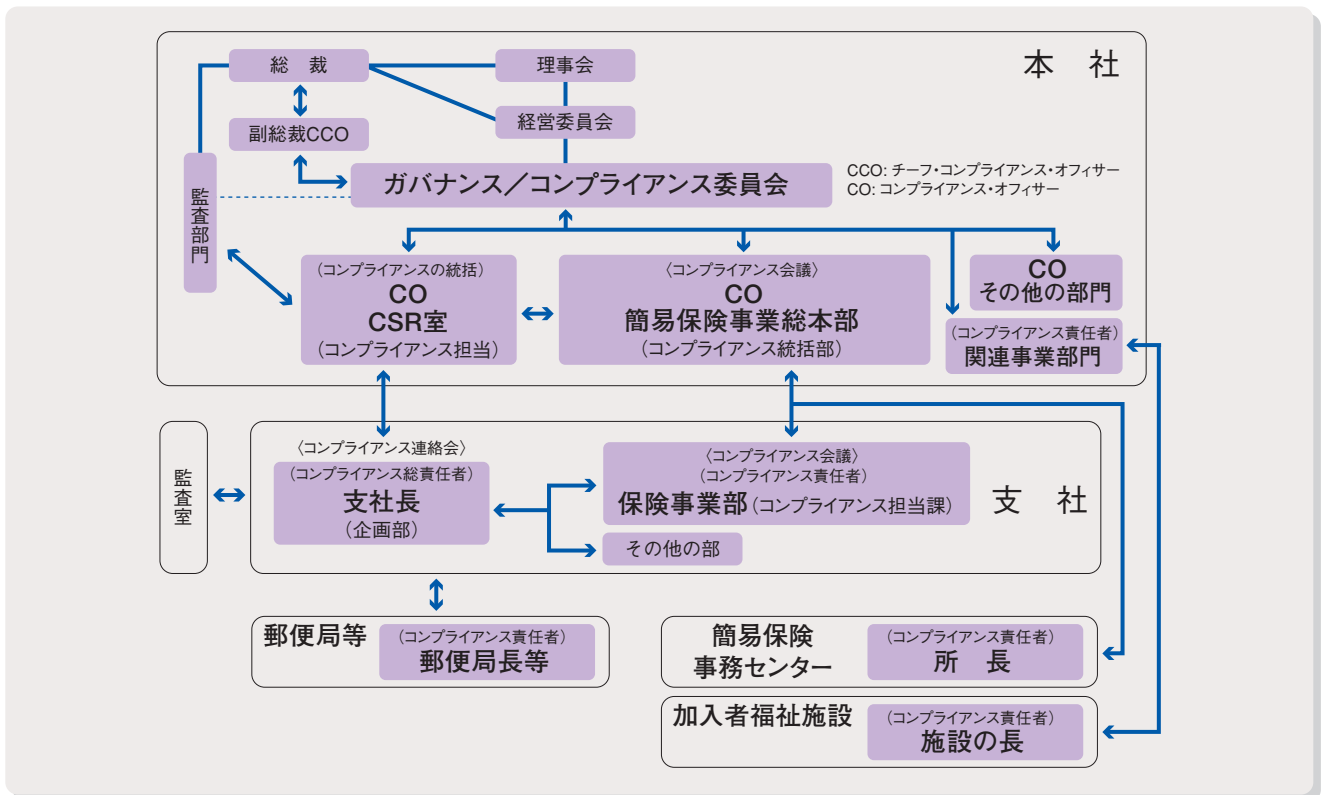
(2) コンプライアンス推進体制

「日本郵政公社コンプライアンス基本方針」に基づく公社のコンプライアンス推進体制として、平成15年4月から、公社本社にガバナンス／コンプライアンス委員会を設置するとともに、公社全体のコンプライアンスの推進を統括する責任者として、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」を配置しています。

また、簡易保険事業のコンプライアンス推進体制として、簡易保険事業総本部にコンプライアンス会議を設置するとともに、コンプライアンスの推進を統括する責任者として「コンプライアンス・オフィサー（CO）」を配置しています。

そのほか、支社にコンプライアンス総責任者及びコンプライアンス責任者を、郵便局等にコンプライアンス責任者をそれぞれ配置しています。

■コンプライアンスの推進体制



(3) コンプライアンス意識の浸透

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、郵便局等のコンプライアンス責任者を対象とした責任者会議や管理者を対象とした管理者研修を開催し、コンプライアンス責任者の役割や実務に即したコンプライアンス上の留意点等について説明・指導するとともに、郵便局等での業務研究会、ミーティング等を継続的に実施するなど、職員に対するコンプライアンス意識の浸透を図ります。

4. リスク管理への取組

簡易保険事業は、お客さまの大切な資金をお預りし、万一の時の生活保障手段を提供している事業です。経済情勢など事業を取り巻く経営環境が大きく変化する中で、将来にわたり健全な事業経営を維持し、お客さまに安心してご利用いただくためには、適切なリスク管理を行うことがますます重要になってきています。

このような状況を踏まえ、簡易保険事業では、リスク特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うことを経営上の重要課題として認識し、管理体制や管理手法等の基本的事項を「簡易生命保険リスク管理基本方針」として定め、この基本方針に基づきリスク管理を実施しています。

1. リスク管理体制

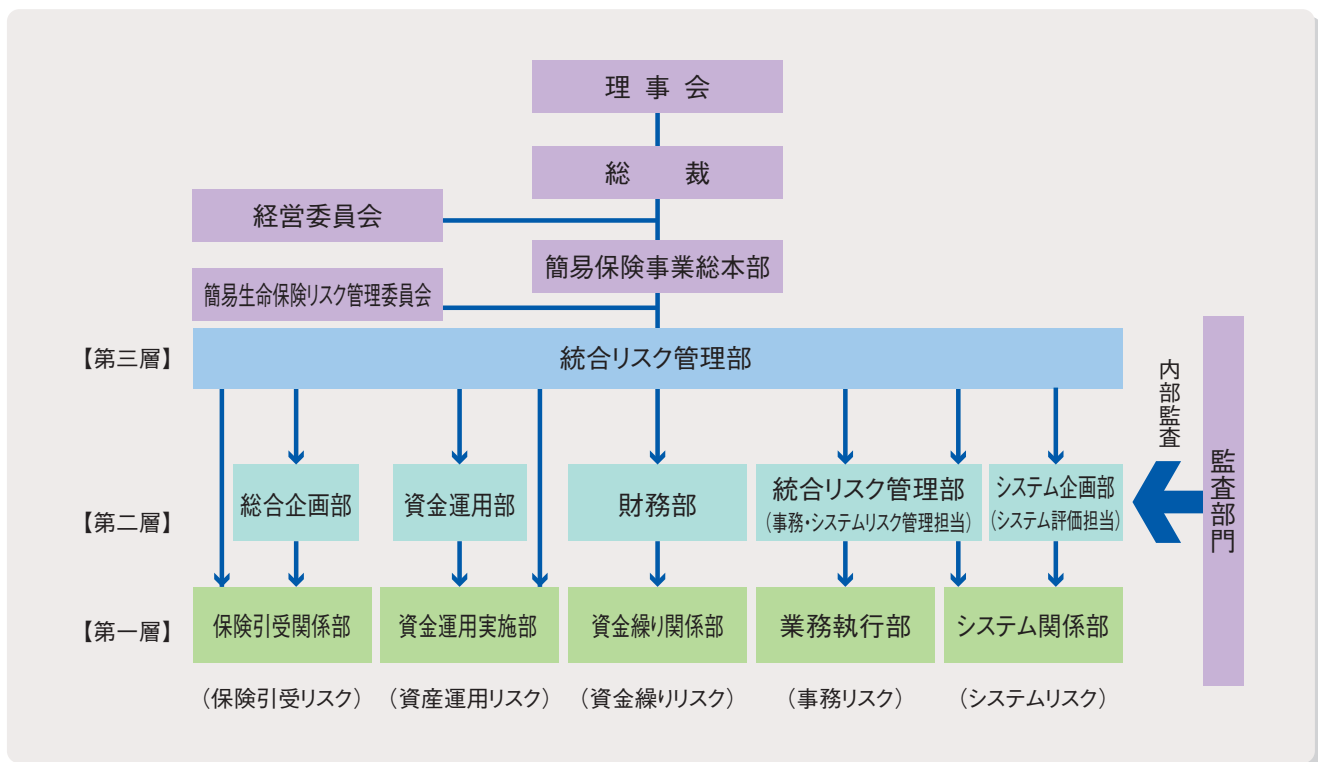
簡易保険事業では、事業に係るリスクを網羅的に把握し、その重要度に応じた管理を行っていくとともに、

- (1) 業務執行部門は、原則、収益を追求する業務部門（第一層）と、これを支援、管理する企画部門（第二層）に分離し、相互牽制のもと自らリスクを管理する
- (2) 業務執行部門から独立した統合リスク管理部（第三層）を設置し、一元的かつ統合的にリスクを管理する（一部職責を分離することにより、事務リスクについては、統合リスク管理部（事務・システムリスク管理担当）が、システムリスクについては、統合リスク管理部（事務・システムリスク管理担当）及びシステム企画部（システム評価担当）が二層機能を実施）

という重層的なリスク管理体制をとることにより、事業経営の健全性を確保することとしています。

また、簡易保険事業の幹部を委員とした簡易生命保険リスク管理委員会を設置し、毎月、リスク関連事項を報告、審議しています。さらに、理事会、経営委員会にも定期的にリスク管理状況の報告を行う体制としています。

このリスク管理体制については、簡易保険事業から独立した監査部門による監査を受け、その適切性・有効性をチェックすることにより、さらに内部牽制機能の強化を図っているところです。



郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険

2. 主なリスクの種類と内容

簡易保険事業では、直面するリスクの種類・内容を以下のとおり分類・定義し、リスク特性に応じた管理体制や規程等を整備し、適切なリスク管理に向けた各種の取組を実施しています。

リスク	定義
保険引受リスク	保険事故の発生率、運用利回り、事業費が保険料設定時の予測に反して変動することにより損益が悪化するリスク
資産運用リスク	市場環境の変化により、運用利回り又は資産（オフバランス資産を含む。）の評価額が変動するリスク
資金繰りリスク	解約の増加等により資金繰りが急激に悪化し、資金ショートするリスク
事務リスク	役員又は職員が正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	情報システムの障害及び不正使用等により損失を被るリスク

3. 各種リスクへの取組

(1) 保険引受リスク

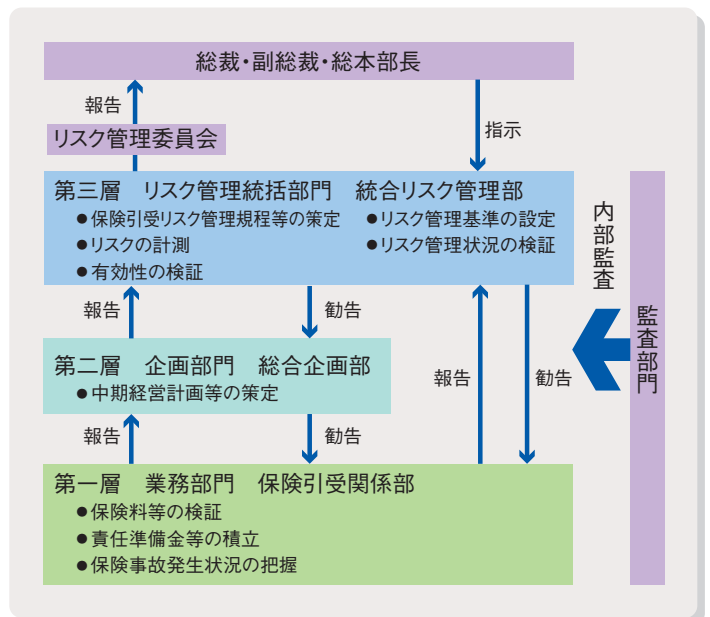
生命保険契約は、お客さまが抱える死亡、病気、ケガ等のリスクを何十年という長期間にわたりお引き受けする契約です。このため、保険引受時に、今後どのようなリスクの発生が予想されるのか、的確に把握、管理していく必要があります。

保険引受リスクの管理については、各層間における報告及び勧告体制を確保しつつ、第一層である業務部門においては、保険料等の検証、責任準備金等の積立、保険事故発生状況の把握等の自己管理を行い、第二層である企画部門においては、第一層からの報告を基に中期経営計画等の観点から、必要に応じて保険料や経営計画の見直しを検討する体制を確保しています。

また、第三層であるリスク管理部門においては、保険事故の発生率、市場動向、事業費等の状況を踏まえ、リスクの計測を行うほか、第一層及び第二層のリスク管理状況を検証し、リスク管理委員会等への報告を行っています。

このように、保険引受リスクについては、重層的にリスクを管理することにより、各部門間の相互牽制機能を維持しつつ、適切な保険料の設定、必要な準備金の積立などによりリスクを管理しています。

■ 保険引受リスク管理体制



(2) 資産運用リスク

生命保険契約に基づき、お客さまからお預かりした大切な資金は、将来の保険金等の支払いに備え、安全・確実性を重視した運用を行っていますが、市場環境の変化により予想外の損失が発生するリスクは否定できません。簡易保険事業では、お客さまに安心して簡易保険をご利用いただけるよう、資産運用リスクの管理に最大限の注意を払っています。

組織体制面では、各部門間の相互牽制を確保することが重要であると考えます。簡易保険のリスク管理体制においては、第一層の業務部門、第二層の企画部門、それらから独立した第三層のリスク管理部門からなる重層的な管理体制をとっています。第一層の業務部門は、簡保資金の運用の実施に係る日常の自己管理を行い、第二層の企画部門は、第一層からの報告を受け、運用計画の進捗等を管理するとともに、第三層のリスク管理部門

が、リスクを直接計測するほか、第一層及び第二層のリスク管理状況を検証し、リスク管理委員会に報告することで、厳格なリスク管理体制となっています。

資産運用リスクは、市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクに分類し、管理しています。簡保資金の一部については、信託銀行、投資顧問に委託して運用していますが、これらの運用に係る資産運用リスクについても把握し、事業全体の資産運用リスクを統一的に管理しています。

なお、少ない資金で大きな金額の取引を行うことができ、予想外の損失を被ることもあり得るデリバティブ取引については、ヘッジ目的に限り利用することとし、投機的な取引は行いません。

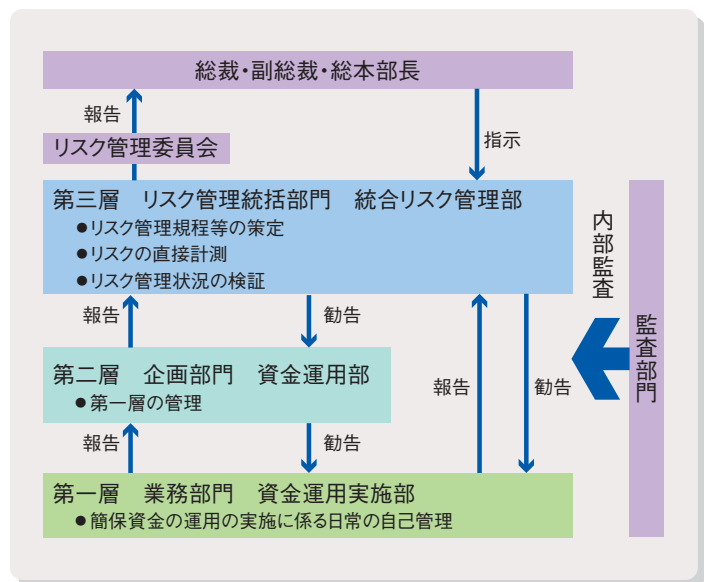
① 市場リスク

市場リスクとは、金利、株価、為替等の変化により、運用利回り又は資産の評価額が変動するリスクです。

市場リスクを管理する際は、株式、債券等異なる運用資産の市場リスクを統一的な指標で管理するため、VaR（バリューアットリスク）を利用し、市場リスクの量が一定範囲に収まるように管理しています。

VaRは、リスクの統一的な把握に利用しやすいというメリットがありますが、平常の市場環境の下でのリスク量を示すものでしかないというデメリットもあります。このデメリットを補完するため、予想を超える相場の下落が起きる等の厳しい市場環境のシナリオを策定し、損失額をシミュレーションすること（ストレステストの実施）により、VaRでは把握できないリスクについても認識しています。

■資産運用リスク管理体制



郵政公社

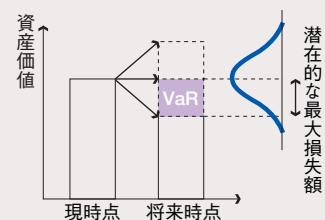
郵便

郵便貯金

簡易保険

VaR (Value at Risk) とは

一定の確率の下で被る可能性のある
保有資産の潜在的な最大損失額



潜在的な最大損失額

↓

↑

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

↓

↑

《参考》市場変動（金利・株価・為替）によるリスク概算（感応度）

（平成19年3月末）

要因	資産	残高	感応度	
金利	満期保有債券	27兆円	+0.1%	(▲1,610億円)
	責任準備金対応債券	47兆円	+0.1%	(▲2,430億円)
	その他（B/S）	12兆円	+0.1%	▲430億円
為替	外貨債（B/S）	4兆円	10円円高	▲3,920億円
	外国株式（B/S）	0兆円	10円円高	▲410億円
株価	国内株式（B/S）	3兆円	▲1,000円	▲2,280億円

注：満期保有債券及び責任準備金対応債券については、時価評価の対象ではなく、B/Sには反映されません。

注：「金利・その他」欄の残高及び感応度には、外貨債を含んでいます。

注：「為替」欄の感応度は、すべての通貨がドルと同じ変動率で変動するものとして計算しています。

注：「株価・国内株式」欄の感応度は、日経平均が1,000円下がったときの損失額です。

② 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、運用利回り又は資産の評価額が変動するリスクです。

簡易保険事業では、日本郵政公社法に基づき、貸付は地方公共団体等に限られるため、主に債券、預金等が管理の範囲となります。信用リスクを管理する際は、格付会社の格付けを利用し、与信不適格基準を定め、管理するとともに、債務者ごとの総与信額について、限度額を設け、管理しています。

また、信用リスクが特定の企業に集中し、巨額の損失を被ることのないように、個別別に債券、預金等と株式を合算し、リスクを認識しています。

③ 市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場の混乱等により、市場において取引ができないこと又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、運用利回り又は資産の評価額が変動するリスクです。

市場流動性リスクを管理する際は、市場における売買状況の分析を踏まえ、一銘柄ごとに保有上限を設け、管理することにより、市場において一定の流動性を確保しています。

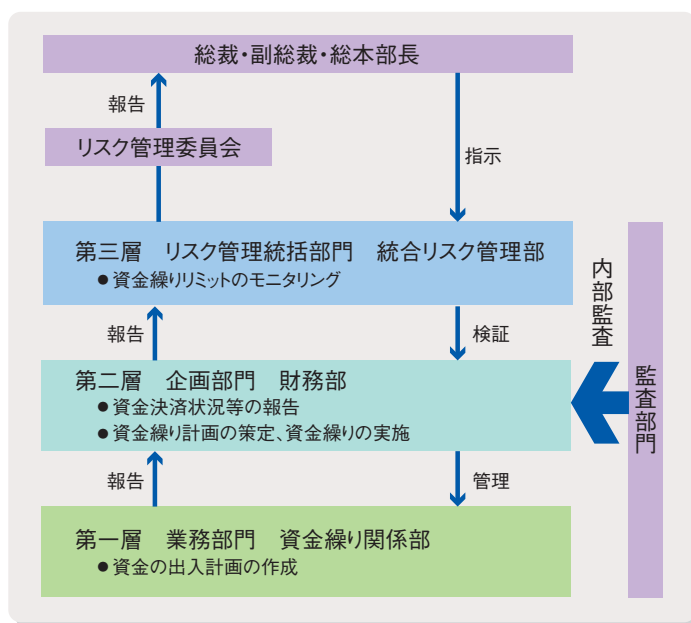
(3) 資金繰りリスク

生命保険事業を運営するためには、保険金等の支払いをはじめ、資金の運用を行うなど、お客さまや取引先さまとの資金の受払いが必要となりますが、受払いの際、資金決済に支障が生じれば、関係者の方々にご迷惑をお掛けするばかりでなく、事業運営そのものが行えなくなる事態につながるようになります。

このため、簡易保険における資金管理においては、日々の保険料・保険金等の受払や運用資金の受払などの際に支障が生じないように準備資金を設定し、この準備資金を確保することにより、資金繰りリスクに適切に対応しています。

資金繰りリスクを管理する際は、資金繰り状況のひっ迫度に応じた区分を定義し、それぞれの区分ごとに準備資金にリミットを設定し、管理検証することにより資金繰りに支障を来すことのないようにしています。

■資金繰りリスク管理体制

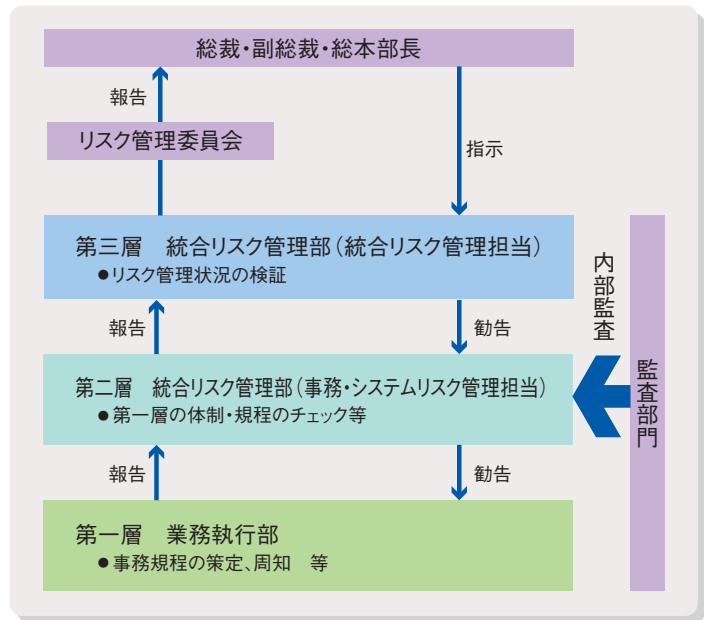


(4) 事務リスク

事務の取扱い上の事故等が発生するとお客さまに多大なご迷惑をお掛けするとともに、簡易保険への信用を失うことにもなります。このため、簡易保険では、第一層である業務執行部において、過去に起きた事故及び起こり得る可能性のある事故等を把握し、適切に事務処理できるよう事務規程を策定・整備するとともに、教育、啓発等に取り組んでいます。第二層である統合リスク管理部（事務・システムリスク管理担当）においては、第一層の事務リスク管理態勢の検証等を行うとともに、事故等が起こった場合は必要に応じて調査を行うことにより相互牽制作用を働かせています。

第三層である統合リスク管理部（統合リスク管理担当）においては、リスク管理の有効性の検証を行い、第二層とともに、事務リスク管理状況について定期的にリスク管理委員会に報告しています。

■事務リスク管理体制



(5) システムリスク

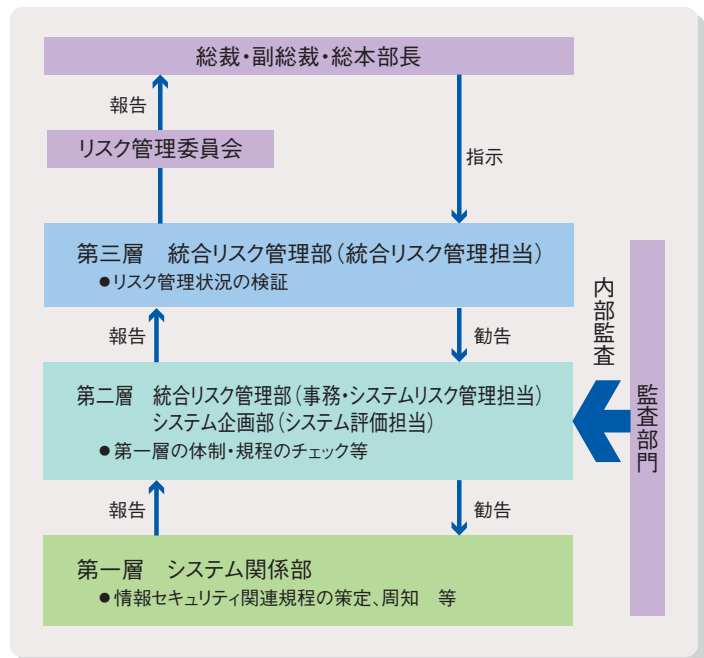
事務の取扱いの広範な部分を情報システムに依存している現状においては、システムダウンなど大きな障害等が発生した場合、事務リスクが顕在化したとき同様、お客さまに多大なご迷惑をお掛けするとともに、簡易保険への信用を失うことにもなります。このため、簡易保険の電子計算システムのメインコンピューターセンターを東西の2か所に設置し、相互バックアップ体制を構築することにより、システムダウンによるリスクに対応するとともに、重大な障害が発生した際の対応マニュアルを策定し、迅速な対応を行うことができる体制を整備しています。

また、日本郵政公社情報セキュリティポリシーに基づき、各種セキュリティ対策を実施し、情報資産の保護を徹底しています。

同時に、第二層である統合リスク管理部（事務・システムリスク管理担当）及びシステム企画部（システム評価担当）において、第一層であるシステム関係部のリスク管理が適切に実施されているかを検証し、相互牽制作用を働かせることにより、システムリスクの軽減を図っています。

第三層である統合リスク管理部（統合リスク管理担当）においては、リスク管理の有効性の検証を行い、第二層とともに、システムリスク管理の状況について定期的にリスク管理委員会に報告しています。

■システムリスク管理体制



郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険

5. 簡保資金の運用

1. 簡保資金の運用の基本的な考え方

簡保資金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金であることから、市場に及ぼす影響を少なくしながら、確実に有利な方法で、かつ、公共の利益にも配慮して運用しています。

実際の運用にあたっては、簡易保険の負債特性に応じた長期、安定的な運用を基本とするとともに、分散投資や債券発行体の信用リスク管理等を的確に行う（127ページ参照）ことによって、確実に有利な運用となるように努めます。また、全国の加入者の皆さまからお預かりした簡保資金の性格を踏まえ、加入者の皆さまの生活に身近な分野へも運用を行います。



東京都府中市／府中市第六若松町住宅

府中市第六若松町住宅（延床面積約1,900㎡）は、老朽化した市営住宅の建替事業として、バリアフリーなど高齢化への対応や防災安全性の向上等に配慮した住宅に生まれ変わりました。

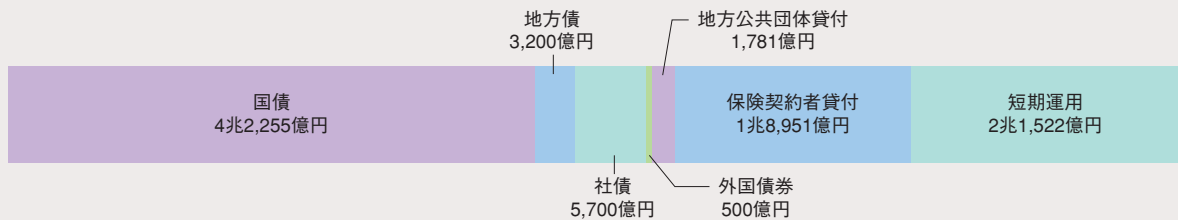
2. 簡保資金の運用計画

簡保資金は、公社の中期経営計画及び年度経営計画の運用計画に基づき運用を行います（公社は4年ごとに中期経営目標及び中期経営計画を定め、総務大臣の認可を受けることを義務付けられています。また、毎事業年度の開始前に、認可を受けた中期経営計画に基づき年度経営計画を総務大臣に届け出ることとされています。）。

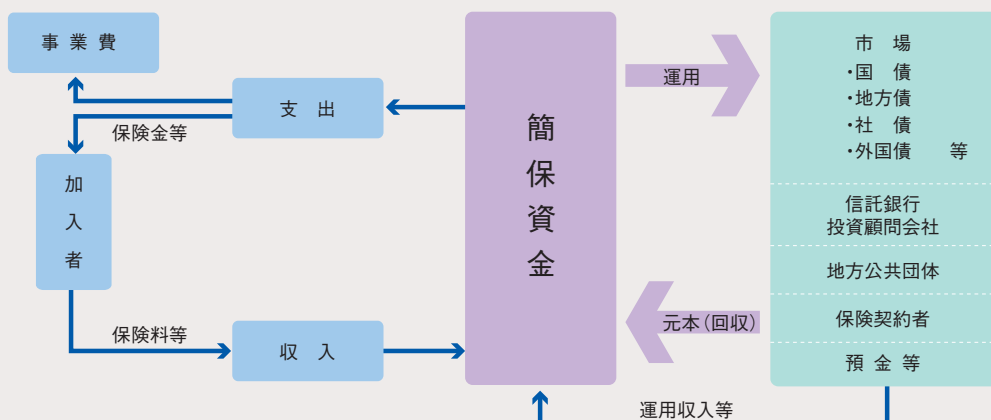
また、地方公共団体貸付については、総務大臣から示される長期貸付予定総額、貸付条件等により貸付けを行い、地域社会の発展と住民福祉の向上に貢献していきます。

なお、平成13年の財投投融资改革により、簡保資金の財投機関に対する貸付け等が廃止されたことに伴い、平成13年度以降の7年間の経過措置として当時の大蔵大臣から財投債の引受けについて要請があり、この要請に基づき平成19年度においては2,520億円（20年債 2,520億円）の財投債を引き受ける予定です。

平成19年度簡易生命保険資金運用計画（総額9兆3,908億円）



簡保資金の流れ



3. 簡保資金の委託運用

簡保資金の委託運用の概要

簡保資金の委託運用は、金銭の信託で行っています。金銭の信託とは、投資家（委託者）が信託銀行に金銭の運用や管理を委託し、その成果を配当として投資家（委託者）に還元する金融商品です。運用を委託された信託銀行は他の投資家の資金と簡保の資金とを区分して株式などに運用しています。

平成16年度からは、委託先の多様化によって競争を促進する観点から、投資顧問会社との投資一任契約による運用を開始し、運用の効率化を進めました。また、平成18年度には、資産管理機関の一元化を行い、管理の効率化を進めました。

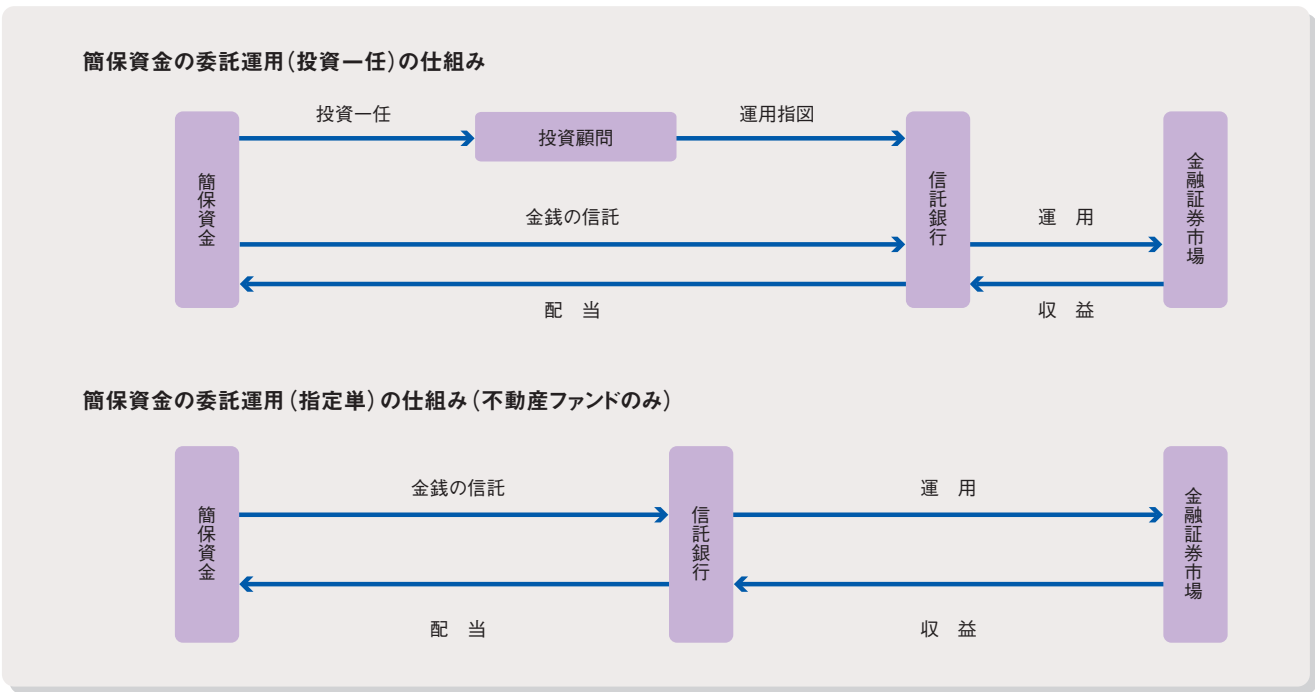
簡保資金の委託運用の目的

簡保資金の委託運用は、①民間の資金運用の能力を活用し、②簡保資金では直接運用できない株式などの資産も組み込み、簡保資金全体としてより幅広く分散投資を行うことによって長期的に安定した収益を確保し、加入者利益の向上を図ることを目的としています。

簡保資金の委託運用の仕組み

簡保資金の委託運用については、株式などへの運用の際、いつ、どの銘柄を、どの程度購入するかなどについては信託銀行や投資顧問会社の投資判断によって決定されることから、公社はこれらについて指示できない仕組みになっています。

■簡保資金の委託運用の仕組み



簡保資金の委託運用の運用状況

平成18年度の金銭の信託の運用については、株式市場が底堅く推移したことなどにより、1兆293億円の金銭の信託運用益を確保し、その他に2兆1,047億円のその他有価証券評価差額金を計上することができました。平成18年度末の金銭の信託の貸借対照表計上額は7兆5,752億円で、簡保はこの資金を信託銀行6行及び投資顧問会社11社に委託して運用を行っています。

6. お客さま満足度の向上

公社では、お客さま満足度の向上を公社経営上の最重要課題の一つとして、郵便局・支社・本社のそれぞれに「CS推進委員会」を設置し、お客さまやお客さまと接している職員からの様々なご意見・ご要望等を経営サイドが迅速に取り入れ、速やかにサービス及び業務の改善等に反映できるよう取り組んでいます。

簡易保険に関するお客さまからのご意見・ご要望等については、本社内に「CS推進委員会」、簡易保険事業総本部内に「日本郵政公社簡易保険事業総本部CS推進委員会」を設置し、協議を行っています。その結果、サービス及び業務の改善等が必要と認められる内容については、実施に向けてスピーディーに行動を起こしています。

今後ともお客さまからのご意見・ご要望等に耳を傾け、ファーストクラスのサービスを目指してまいります。

簡易保険業務の取組

郵便局等へ寄せられるお客さまからのご意見・ご要望等を事業運営に反映させ、お客さまサービス、顧客満足度の向上を図るとともに、業務改善を推進し、事業経営基盤の強化を図っています。

「お客さまの声」の実現に向けた取組

公社簡易保険事業総本部内に「日本郵政公社簡易保険事業総本部CS推進委員会」を設置し、全国からお寄せいただいたお客さまからのご意見・ご要望等に対し具体的改善策を検討・協議しています。また、公社各支社等においても、同様にお寄せいただいたお客さまからのご意見・ご要望等の具体的改善策を検討・協議しています。

○ お客さまの声に基づく改善実施例

<お客さまの声> 保険金等請求時に必要な書類に代表者選定欄を設ける。

<検討結果> 平成18年4月に必要書類に代表者選定届欄を設欄しました。

「お客さまの声」を把握するためのチャンネル

お客さまからのご意見・ご要望等を把握するため、以下のチャンネルを設けています。

- ・お客さま相談窓口（かんぽコールセンター、簡易保険事務センター、公社本社・支社）
- ・郵便局の窓口、外務職員、加入者福祉施設、電話、手紙、電子メール
- ・かんぽホームページ、日本郵政公社ホームページ、加入者福祉施設ホームページ

7. 経営の効率化

加入者福祉施設の廃止

簡易保険加入者福祉施設については、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、不採算施設を統廃合していくことが決定されました。

このため、平成18年度に次の9施設を廃止しました。

- ① 山中湖簡易保険保養センター（山梨県）
- ② 鹿教湯簡易保険保養センター（長野県）
- ③ 能勢簡易保険保養センター（大阪府）
- ④ 但馬海岸豊岡簡易保険保養センター（兵庫県）
- ⑤ 鳥取岩井簡易保険保養センター（鳥取県）
- ⑥ 三瓶簡易保険保養センター（島根県）
- ⑦ 遙照山簡易保険保養センター（岡山県）
- ⑧ 武雄簡易保険保養センター（佐賀県）
- ⑨ 指宿簡易保険保養センター（鹿児島県）

このほか、浦安簡易保険加入者ホーム（終身利用型・千葉県）を平成19年7月1日に民間の有料老人ホーム運営事業者に譲渡しました。

また、総合健診センター（6か所）は、平成19年8月31日をもって廃止予定です。

8. JPSの取組

簡易保険事業では、郵便局及び簡易保険事務センターにおけるJPS（トヨタ生産方式を応用した生産性向上の取組）として、職員一人ひとりがそれぞれの職場において、事務処理の実態や業務環境を点検し、自らの創意と工夫により改善・改革に継続的に取り組み、生産性を向上させ、事業経営基盤の充実・強化を図ることを目的として、継続的に取り組んできています。

郵政公社

郵便

郵便貯金

簡易保険